

特定産業集積の活性化に関する臨時措置法（平成九年法律第二十八号）（附則第十二条関係）

改正案	現行
<p>（産業基盤整備基金の行う特定基盤的技術高度化等促進業務）</p> <p>第十三条 産業基盤整備基金（以下「基金」という。）は、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（昭和六十一年法律第七十七号。以下「特定施設整備法」という。）第四十条第一項に規定する業務のほか、基盤的技術産業集積活性化促進地域における特定基盤的技術の高度化等を促進するため、次の業務を行う。</p> <p>一 承認特定事業者が承認高度化等計画に従って特定基盤的技術の高度化等のための措置を行うために必要な資金を調達するために発行する社債（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。）及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。</p> <p>二（略）</p>	<p>（産業基盤整備基金の行う特定基盤的技術高度化等促進業務）</p> <p>第十三条 産業基盤整備基金（以下「基金」という。）は、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（昭和六十一年法律第七十七号。以下「特定施設整備法」という。）第四十条第一項に規定する業務のほか、基盤的技術産業集積活性化促進地域における特定基盤的技術の高度化等を促進するため、次の業務を行う。</p> <p>一 承認特定事業者が承認高度化等計画に従って特定基盤的技術の高度化等のための措置を行うために必要な資金を調達するために発行する社債（短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二十一条第一項に規定する短期社債を除く。）及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。</p> <p>二（略）</p>